

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百九十九の項の次に次のように加える。

三百	低炭素建築	都市の低炭	規則で定めるところ	四万百円（	認定申請
九十	物新築等計	素化の促進	により算定した床面	建築基準法	のとき。
九の	画認定申請	に関する法	積（以下この項にお	第六条の二	
二	手数料	律（平成二	いて「床面積」とい	第一項又は	
		十四年法律	う。）が百五十平方	第七条の二	
		第八十四号	メートル以内のもの	第一項の規	
		）第五十三		定による指	
		条第一項の		定を受けた	
		規定に基づ		指定確認検	
		く低炭素建		査機関、エ	
		築物新築等		ネルギーの	
		計画の認定		使用の合理	
		の申請に対		化に関する	
		する審査（		法律（昭和	
		三百九十九		五十四年法	
		の三の項に		律第四十九	
		係るものを		号）第七十	
		除く。以下		六条第一項	
		この項にお		に規定する	
		いて同じ。		登録建築物	
		）のうち、		調査機関又	

住宅（共同
住宅の住戸
部分を含む。
）に係る審
査（以下こ
の項におい
て「住宅審
査」という。

は住宅の品
質確保の促
進等に関す
る法律第五
条第一項に
規定する登
録住宅性能
評価機関の
うち知事が
定めるもの
により、都
市の低炭素
化の促進に
関する法律
第五十四条
第一項各号
に掲げる基
準に適合す
ると認めら
れた計画（
以下この項
及び三百九
十九の四の
項において
「低炭素建
築物適合計
画」という。
である場合
にあっては、
六千七百元

床面積が百五十平方メートルを超え四百平方メートル以内のもの	七万五千四百円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千百円）	認定申請のとき。	
床面積が四百平方メートルを超え八百平方メートル以内のもの	十万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万八千二百円）	認定申請のとき。	
床面積が八百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十四万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千百円）	認定申請のとき。	
床面積が二千平方メートルを超え四千平方メートル以内	二十万四千円（低炭素建築物適合	認定申請のとき。	

のもの	計画である 場合にあっ ては、四万 七千四百円)	認定申請 のとき。
床面積が四千百平方 メートルを超え八千 三百平方メートル以 内のもの	二十九万千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあっ ては、八万 三千四百円)	認定申請 のとき。
床面積が八千三百平 方メートルを超え一 万六千五百平方メー トル以内のもの	三十九万二 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、十 三万千円）	認定申請 のとき。
床面積が一万六千五 百平方メートルを超 え二万四千七百五十 平方メートル以内の もの	五十一万二 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、十 六万五千円	認定申請 のとき。

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等</p>	<p>床面積が二万四千七百五十平方メートルを超えるもの</p>	<p>六十万円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十七万六千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査（以下この項において「共用部分審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>十一万四千元（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、九千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査（以下この項において「共用部分審査」という。）</p>	<p>床面積が三千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p>	<p>十八万六千元（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二万七千二百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査（以下この項において「共用部分審査」という。）</p>	<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>	<p>二十八万八千元（低炭素建築物適</p>	<p>認定申請のとき。</p>

の	合計画である場合にあっては、八万五千五百円	
床面積が五千平方メートルを超え一平方メートル以内のもの	三十六万九千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十 二万九千円）	認定申請のとき。
床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十四万円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万 三千元）	認定申請のとき。
床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	五十一万二千元（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万四千元	認定申請のとき。

)	
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等</p>	<p>床面積が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>二十五万円 (低炭素建築物適合計画である場合は、一千万円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅を含む。)以外の建築物に係る審査(以下この項において「その他審査」という。)</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p>	<p>三十九万五千円(低炭素建築物適合計画である場合は、二万九千円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>	<p>五十六万円 (低炭素建築物適合計画である場合は、八万三千四百円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方米以内のもの</p>	<p>六十八万六千円(低炭素建築物適</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査</p>			の
	<p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p>	
	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料 イ 共用部分審査に</p>	<p>九十二万五千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万六千円）</p>	<p>八十万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万五千円）</p>
			<p>認定申請 のとき。</p>

	<p>掲げる手数料額</p>	
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）及び住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>

三百	建築基準関	次に掲げる	認定申請
九十	係規定適合	額を合算し	のとき。
九の	審査の申出	た額	
三	を併せて行	ア 三百九	
	う低炭素建	十九の二	
	築物新築等	の項に掲	
	計画認定申	げる手数	
	請手数料	料額	
		イ 三百五	
		十七の項	
		に掲げる	
		手数料額	
		ウ 三百五	
		十七の項	
		のアに規	
		定する三	
		百五十七	
		の二の項	
		に掲げる	
		手数料額	
		の消費税	
		法の規定	
		に基づく	
		消費税及	
		び地方税	
		法の規定	
		に基づく	
		地方消費	
		税に相当	

<p>三百 九十 九の 四</p>	<p>低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料</p>	<p>都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第五十五 条第二項に おいて準用 する同法第 五十三条第 一項の規定 に基づく低 炭素建築物 新築等計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (三百九十 九の五の項 に係るもの を除く。以 下この項に おいて同じ。)のうち、 住宅(共同 住宅の住戸 部分を含む。)に係る審 査(以下こ の項におい</p>	<p>規則で定めるところ により算定した床面 積(以下この項にお いて「床面積」とい う。)が百五十平方 メートル以内のもの</p>	<p>する額</p>
<p>平方メートル以内の</p>	<p>床面積が八百平方メ ートルを超え二千百 平方メートル以内の</p>	<p>床面積が四百平方メ ートルを超え八百平 方メートル以内のも の</p>	<p>四万百円(低炭素建築 物適合計画 である場合 にあつては、 六千七百円)</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>建築物適合</p>	<p>十四万四千 円(低炭素 建築物適合</p>	<p>十万四千元 (低炭素建 築物適合計 画である場 合にあつて は、一万八 千二百円)</p>	<p>七万五千四 百円(低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、一 万四千四百 円)</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

て「住宅審
査」という。
もの

<p>床面積が二千百平方メートルを超え四千百平方メートル以内のもの</p>	<p>計画である場合にあっては、二万九千百円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が四千百平方メートルを超え八千三百平方メートル以内のもの</p>	<p>二十万四千円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、四万七千四百円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が八千三百平方メートルを超え一万六千五百平方メートル以内のもの</p>	<p>三十九万二千円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万千円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	<p>床面積が一万六千五百平方メートルを超え二万四千七百五十平方メートル以内のもの</p>	<p>五十一万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十 六万五千元）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画</p>	<p>床面積が二百四十平方メートル以内のもの</p>	<p>六十万円（低炭素建築物適合計画である場合には、九千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p>	<p>十八万六千円（低炭素建築物適合計画である</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査（以下この項において「共用部分審査」という。）</p>			
<p>の 変更の認 定の申請に 対する審査 のうち、共 同住宅の共 用部分に係 る審査（以 下この項に おいて「共 用部分審査 」という。 ）</p>	<p>の場合にあつては、二万七千二百円</p>	<p>の場合にあつては、八万五千五百円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二平方メートルを超え五平方メートル以内のもの</p>	<p>床面積が五平方メートルを超え一平方メートル以内のもの</p>	<p>床面積が二平方メートルを超え五平方メートル以内のもの</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>四十四万円（低炭素建築物適合計画である場合には、十六万三千円）</p>	<p>三十六万九千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十 二万九千円）</p>	<p>二十八万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万五千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る</p>	<p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>五十一万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二十万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る</p>	<p>床面積が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>二十五万円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万千四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る</p>	<p>床面積が三千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p>	<p>三十九万五千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る</p>	<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>	<p>五十六万円（低炭素建築物適合計画である場合には、二十万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

都市の低炭素化の促進に関する法	審査（以下の この項において「その他審査」という。）		
	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	九十二万円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万六千円）	八十七万円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十六万五千円）	六十八万六千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、十三万四千円）
	変更認定申請のとき。	変更認定申請のとき。	変更認定申請のとき。

<p>律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査</p>	<p>額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額</p>	<p>申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）及び住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅（共同住宅を</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

		含む。) 以外の建築物に係る審査	イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額	
三百	建築基準関係規定適合	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であつて、同法第五十五条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア 三百九十九の四の項に掲げる手数料額 イ 三百五十七の項に掲げる手数料額 ウ 三百五十七の項の二の項に掲げる手数料額の消費税	変更認定申請のとき。
九の	審査の申出			
五	を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料			

法の規定
に基づく
消費税及
び地方税
法の規定
に基づく
地方消費
税に相当
する額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。